

地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等																								
<p>(休暇の種類) 第 50 条 休暇の種類は、次のとおりとする。 (1)～(9) 略 (10) 子の看護等休暇 (12)・(13) 略</p> <p>2 前項各号に掲げる休暇は、有給休暇（生理休暇については、必要と認められる期間のうち 2 日まで）とし、給与の支給を受けて正規の勤務時間中に勤務しない時間とする。ただし、有給休暇（年次休暇、慶弔休暇（職員の結婚に係るものに限る。））、ボランティア休暇、夏季休暇、子の看護等休暇、育児参加休暇及び介護休暇を除く。）が週休日又は休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもって有給休暇の期間とみなす。</p> <p>附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。 <u>(子の看護等休暇の経過措置)</u> 2 施行日前に改正前の就業規則第 52 条の規定により与えられた子の看護休暇については、改正後の就業規則第 52 条の規定により与えられた子の看護等休暇とみなす。</p>	<p>(休暇の種類) 第 50 条 休暇の種類は、次のとおりとする。 (1)～(9) 略 (10) 子の看護休暇 (12)・(13) 略</p> <p>2 前項各号に掲げる休暇は、有給休暇（生理休暇については、必要と認められる期間のうち 2 日まで）とし、給与の支給を受けて正規の勤務時間中に勤務しない時間とする。ただし、有給休暇（年次休暇、慶弔休暇（職員の結婚に係るものに限る。））、ボランティア休暇、夏季休暇、子の看護休暇、育児参加休暇及び介護休暇を除く。）が週休日又は休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもって有給休暇の期間とみなす。</p>	<p>・「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」とするための改正</p>																								
<p>別表第 2（第 52 条関係） 年次休暇以外の休暇</p>	<p>別表第 2（第 52 条関係） 年次休暇以外の休暇</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>休暇の種類</th> <th>理由</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>子の看護等休暇</td> <td>義務教育終了前の子（満 15 歳に達した日の属する学年の末日以前の子（同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している子を含む。）をいい、配偶者の子を含む。）と同居してこれを監護する職員が、その子の看護のために次のいずれかに掲げるものを行う場合 (1) 負傷又は疾病による治療、療養中の看病及び通院等に<u>伴うその子の世話</u> (2) <u>その子が</u>予防接種又は健康診断を受ける際の介助 (3) <u>学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして理事長が定める事由に伴うその子の世話</u> (4) <u>その子の教育若しくは保育に係る行事のうち理事長が定める事由への参加</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	休暇の種類	理由	期間	(略)			子の看護等休暇	義務教育終了前の子（満 15 歳に達した日の属する学年の末日以前の子（同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している子を含む。）をいい、配偶者の子を含む。）と同居してこれを監護する職員が、その子の看護のために次のいずれかに掲げるものを行う場合 (1) 負傷又は疾病による治療、療養中の看病及び通院等に <u>伴うその子の世話</u> (2) <u>その子が</u> 予防接種又は健康診断を受ける際の介助 (3) <u>学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして理事長が定める事由に伴うその子の世話</u> (4) <u>その子の教育若しくは保育に係る行事のうち理事長が定める事由への参加</u>	(略)	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>休暇の種類</th> <th>理由</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>子の看護休暇</td> <td>義務教育終了前の子（満 15 歳に達した日の属する学年の末日以前の子（同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している子を含む。）をいい、配偶者の子を含む。）と同居してこれを監護する職員が、その子の看護のために次のいずれかに掲げるものを行う場合 (1) 負傷又は疾病による治療、療養中の看病及び通院等の世話 (2) 予防接種又は健康診断を受ける際の介助 <b>(新規)</b>  <b>(新規)</b></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	休暇の種類	理由	期間	(略)			子の看護休暇	義務教育終了前の子（満 15 歳に達した日の属する学年の末日以前の子（同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している子を含む。）をいい、配偶者の子を含む。）と同居してこれを監護する職員が、その子の看護のために次のいずれかに掲げるものを行う場合 (1) 負傷又は疾病による治療、療養中の看病及び通院等の世話 (2) 予防接種又は健康診断を受ける際の介助 <b>(新規)</b>  <b>(新規)</b>	(略)	(略)			
休暇の種類	理由	期間																								
(略)																										
子の看護等休暇	義務教育終了前の子（満 15 歳に達した日の属する学年の末日以前の子（同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している子を含む。）をいい、配偶者の子を含む。）と同居してこれを監護する職員が、その子の看護のために次のいずれかに掲げるものを行う場合 (1) 負傷又は疾病による治療、療養中の看病及び通院等に <u>伴うその子の世話</u> (2) <u>その子が</u> 予防接種又は健康診断を受ける際の介助 (3) <u>学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして理事長が定める事由に伴うその子の世話</u> (4) <u>その子の教育若しくは保育に係る行事のうち理事長が定める事由への参加</u>	(略)																								
(略)																										
休暇の種類	理由	期間																								
(略)																										
子の看護休暇	義務教育終了前の子（満 15 歳に達した日の属する学年の末日以前の子（同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している子を含む。）をいい、配偶者の子を含む。）と同居してこれを監護する職員が、その子の看護のために次のいずれかに掲げるものを行う場合 (1) 負傷又は疾病による治療、療養中の看病及び通院等の世話 (2) 予防接種又は健康診断を受ける際の介助 <b>(新規)</b>  <b>(新規)</b>	(略)																								
(略)																										